

令和7年7月30日

一般社団法人 三重県トラック協会 御中

岐阜県揖斐土木事務所長

橋梁補修工事による一般国道417号車両通行制限のお知らせ

このことについて、当事務所が管理しております下記の区間において、橋梁補修工事に伴う車両通行制限を令和7年2月25日から実施しております。しかしながら、当区間を通行する特殊車両が複数回確認されております。

既に当区間を含む特殊車両通行の許可を受けていたとしても、当区間を迂回する通行経路となるよう変更許可の申請が必要となります。当区間に設置している仮橋は、車両幅、延長、重量において特殊車両の通行を想定しておらず、大変危険ですので、ご留意いただきますようよろしくお願いします。

また許可を得ずに公道を通行した場合は、道路法第47条の2に基づく「特殊車両通行許可制度」に違反する可能性があり、同条の規定に違反した場合は第104条の規定により100万円以下の罰金に処されます。当該道路の損傷等が発生した場合には、損害賠償責任を問われることもありますので、法令順守の徹底をよろしくお願いします。

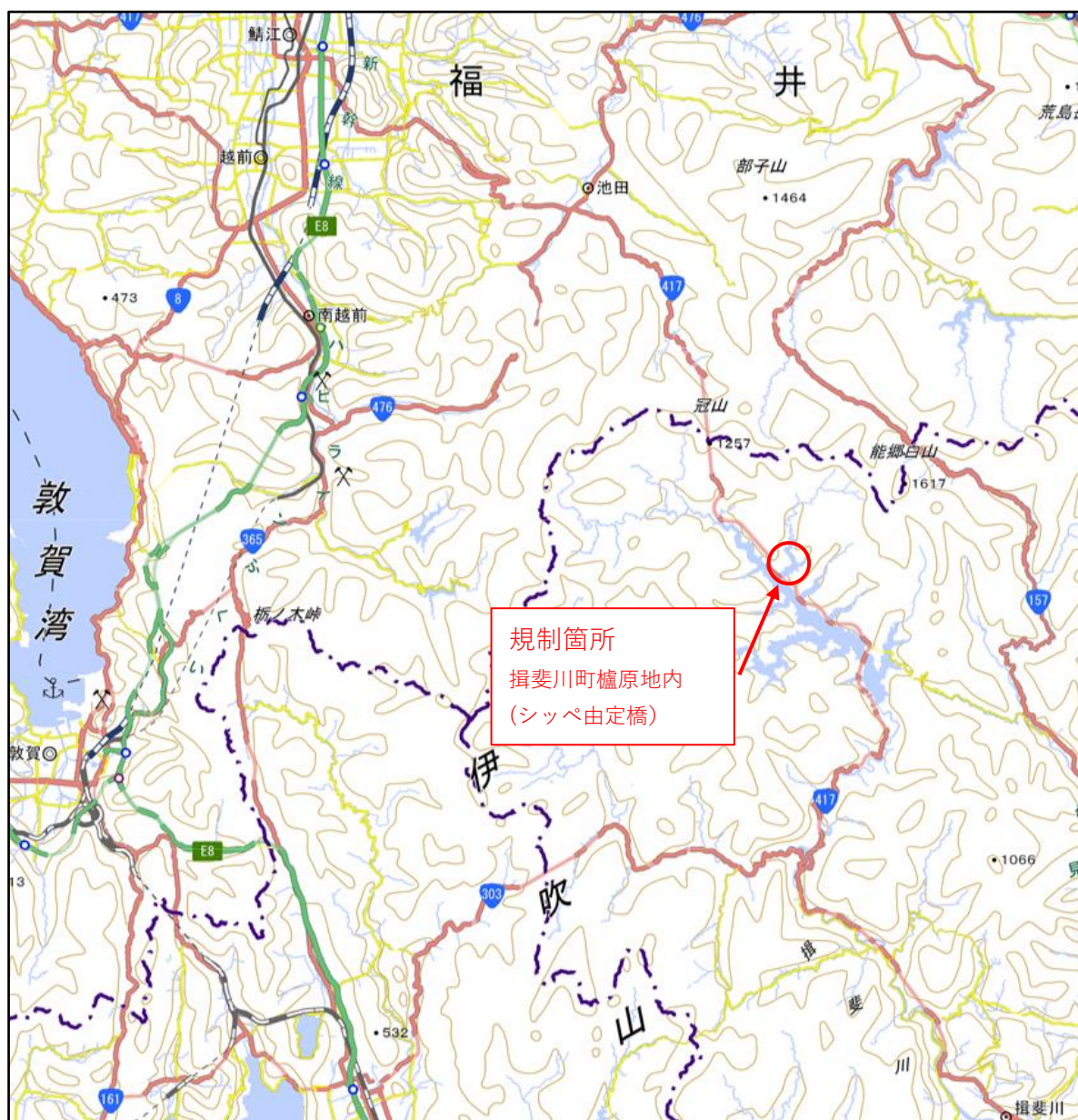
記

- 1 制限区間： 一般国道417号 岐阜県揖斐郡揖斐川町^{はぜはら}櫛原地内 シッペ^{よしさだばし}由定橋北詰
50m区間（塚白椿隧道南側坑口から約0.2km南）
（交差点 #5336330048～#5336430024 区間内）
- 2 制限内容： 終日片側交互通行及び車両通行制限
車幅2.5m又は長さ12.0m超えの車両は通行不可
- 3 制限理由： シッペ由定橋橋梁補修工事による幅員狭小となるため。
（A2橋台掘削箇所を設置する仮橋（L=41m）の幅が狭小）
- 4 制限期間： 令和7年2月25日から令和7年12月26日（予定）まで
- 5 問い合わせ先： 岐阜県揖斐土木事務所 施設管理課 不破・藤原
道路課 鳥本・宮地
TEL 0585-23-1111（施設管理課内線 311・313、道路課内線 336・337）
FAX 0585-23-1105

一般国道417号 橋梁補修工事(岐阜県 揖斐郡 揖斐川町 櫛原地内)による 道路幅員狭小 片側通行規制について

- 【 区 間 】 一般国道417号 シッペ由定橋A2橋台
橋梁補修工事のため終日片側通行規制及び幅員狭小(幅員3.0m)
仮設橋梁区間 (L=41m) は**車両幅 2.5 m 超えの車両は通行不可**。
- 【 期 間 】 令和7年2月25日(火)～令和7年12月26日(金) (予定)
- 【問い合わせ先】 岐阜県揖斐土木事務所 施設管理課(TEL 0585-23-1111 内線311・313)
工事に関することは道路課道路第二係 (内線336・337) まで

【 広 域 地 図 】



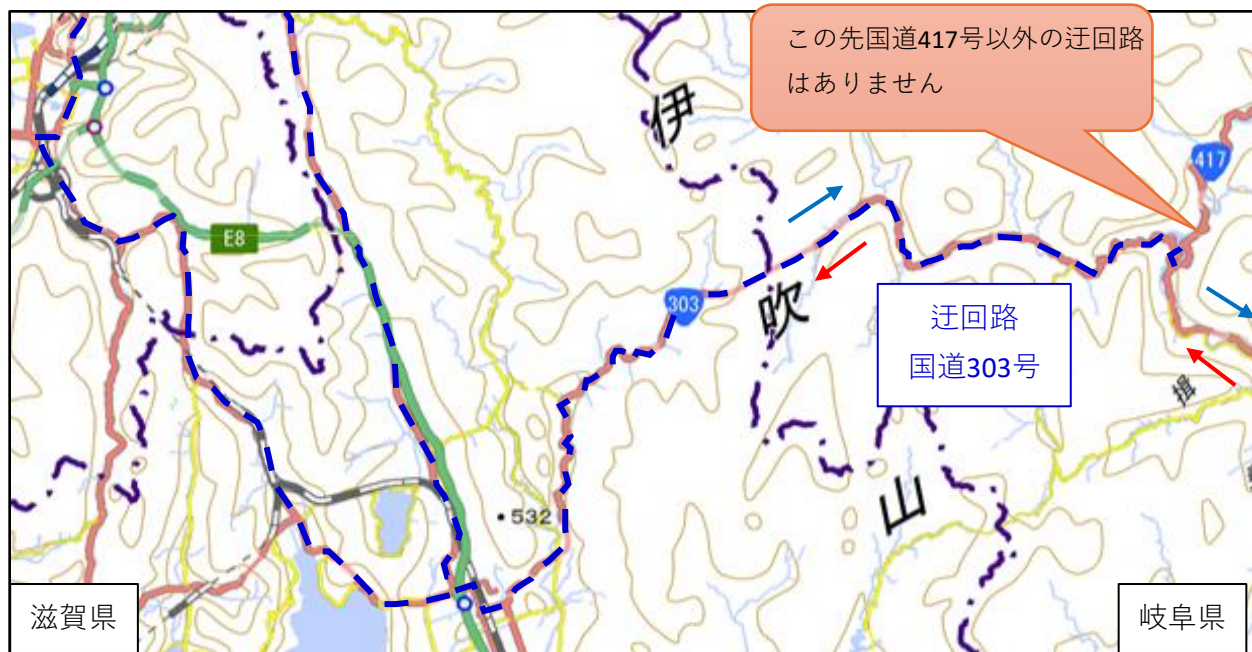
国土地理院地図を基に規制箇所を記載する加工をして作成

【 迂 回 路 】

・ 福井県側

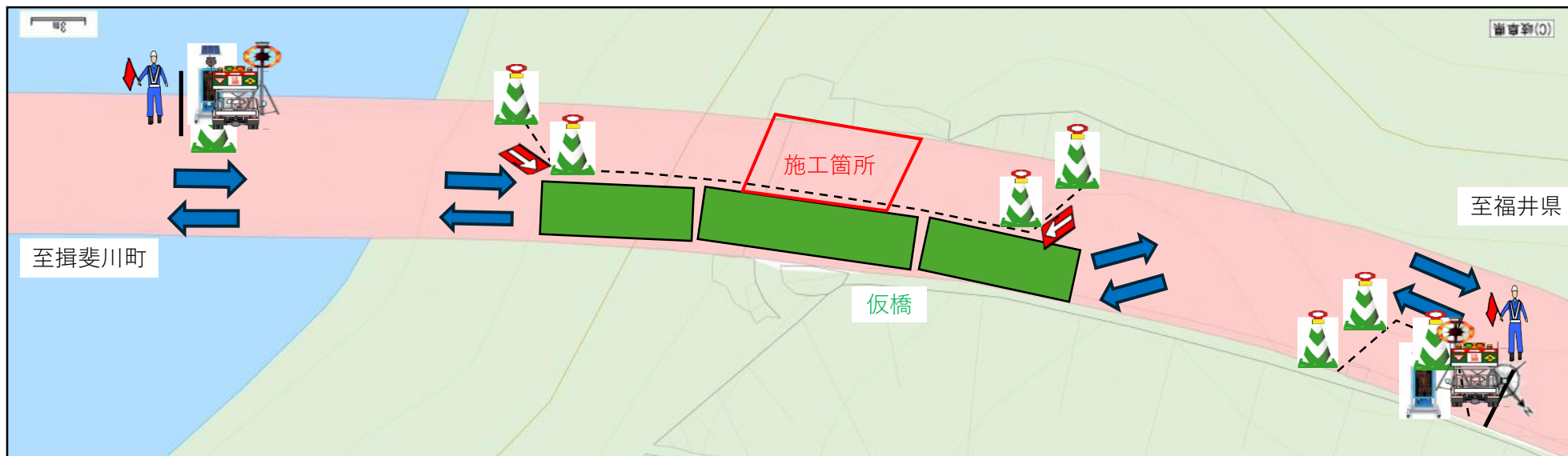


・ 滋賀県側



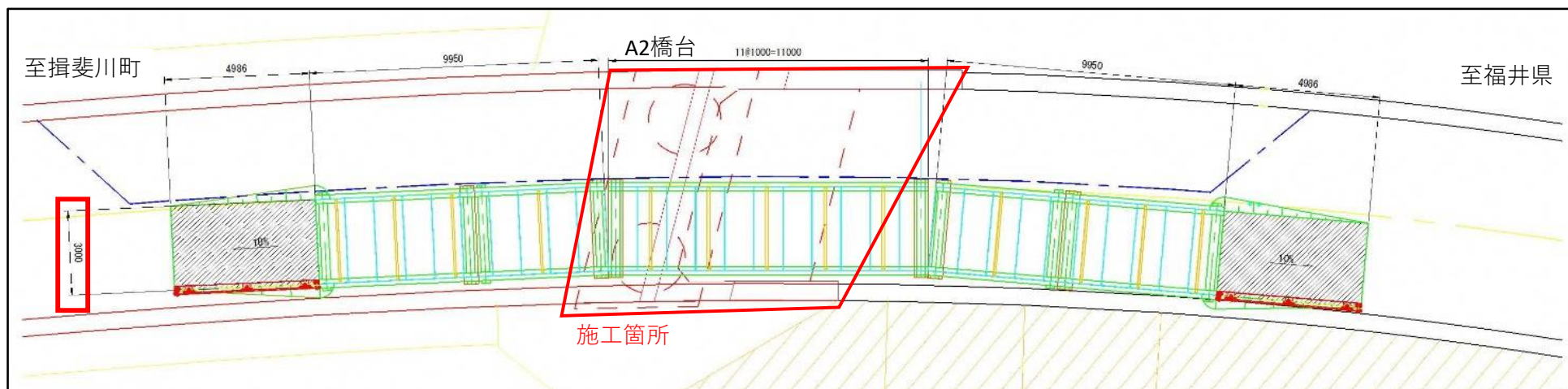
国土地理院地図を基に迂回路を記載する加工をして作成

【規制方法】



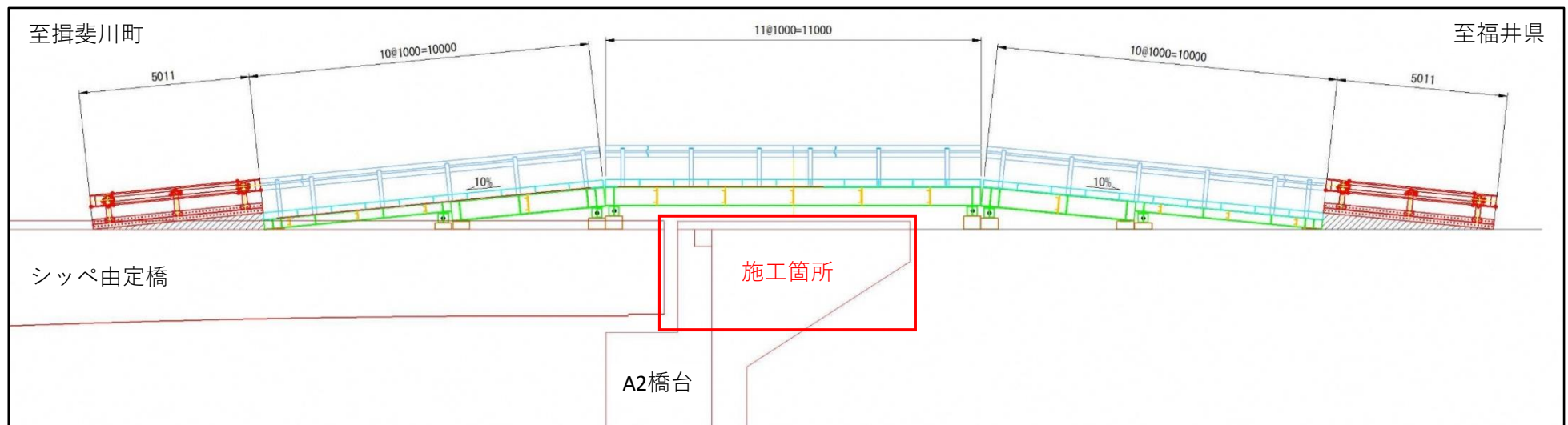
【仮橋構造案】

・平面図

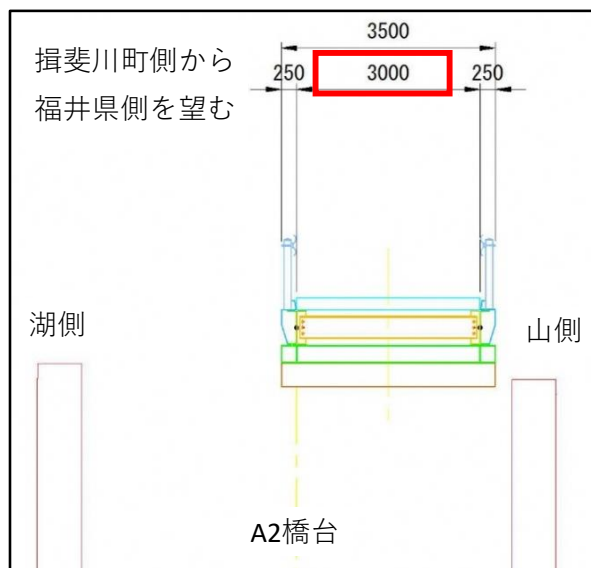


【仮橋構造案】

・縦断面図



・横断面図



※幅員3.0mにつき期間中は車幅2.5m超えの大型車両は通行できません

・3D作成図による仮橋設置状況の再現

